様式第10号(第6条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

身延町長

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定停止通知書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　介護保険法 | 第78条の10第115条の19 | の規定に基づき、事業者の指定の効力を停止しましたので、 |

下記のとおり通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所(施設) | 名称 |
| 所在地 |
| 主たる事務所の所在地 | 　 |
| 代表者の氏名及び住所 | 　 |
| 指定の効力を停止する期間 | 年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日 |
| 指定の効力を停止する内容及び理由 | 　 |
| サービスの種類 | 　 |
| 介護保険事業者番号 | 　 |

(裏面もご覧ください)

（教示）

1　この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に、山梨県介護保険審査会に対し審査請求をすることができます。

2　審査請求に対する裁決があり、なお不服があるときは、審査請求の裁決書を受け取った日から6箇月以内に、身延町を被告(訴訟において町を代表する者は身延町長となります。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

　(1)　審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

　(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

　(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。